

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

天理市長 並河 健

天理市規則第47号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第16条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「の規定による」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「日については、当該」を「日の介護時間については、1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第16条の4第2項中「子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「の規定による」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「日については、当該」を「日の子育て部分休暇については、1日につき」に、「を減じた時間）」を「の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（条例第15条の4第2項の規則で定める期間）

第16条の5 条例第15条の4第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。